



かながわ子どもセーフティプラン24のご案内

[こども総合保険+自転車総合保険]

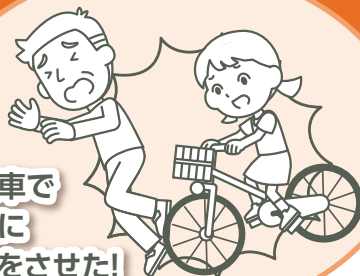
オンラインでも
お申し込み
いただけます!!



ネットで
悪口を書かれた!



自転車で
他人に
ケガをさせた!



自宅で
学校貸与端末を
誤って破損した!



部活で
ケガをした!



扶養者が事故に!!



大切なお子さまを 1日24時間、補償!

学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や
登下校中のケガも補償します。

2019年10月施行
神奈川県自転車条例対応 [個人賠償]

※条例では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっております。

申込締切日 (消印有効)	掛金口座振替日	補償(保険)期間
第一次 締切日 2023年 4/20 (木)	2023年 6月27日(火)	2023年 5月1日 午前0時から 2024年 5月1日 午後4時まで
第二次 締切日 2023年 5/20 (土)	2023年 7月27日(木)	2023年 5月21日 午前0時から 2024年 5月1日 午後4時まで

※割引率について:このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対する割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数、過去の損害率等に応じて決定します。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので予めご了承ください。

注意

一度ご加入されますと、中学卒業まで自動更新されますので毎年のお申込みは不要です。
(私立中学校等の神奈川県PTA協議会会員外へ進学された場合は、脱退のお手続きが必要です。)
※既にご加入されている方は、再度のお申込みは不要です。
※別途「自動更新のご案内」を3月頃に郵送しますので、ご確認ください。

制度に関するお問合せ先 株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ[かながわ子どもセーフティプラン24]係まで
TEL: **0120-115-852** (通話料無料)
受付時間: 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

こんな時、役立ちます！

動画でわかる
補償内容は
こちら！



神奈川県PTA協議会

① 育英費用補償

お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償(一時金)全額をお支払いします。

1



2



3



! 高校3年間で約262万円、大学等で約681万円、合計で約943万円の教育費がかかります。
出典 株式会社日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(令和3年度)

② 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き

ご家族全員が対象

自転車事故で**お子さまが加害者**になってしまった場合や、
誤って**他人のものを壊して**しまった、**他人にケガをさせて**しまった場合の**損害賠償**を補償します。

自転車事故で
相手に大ケガを
させてしまった…



自宅学習中に
学校貸与端末を
誤って落とし破損した



! 小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令 (神戸地裁判決)

④ 傷害(ケガ)補償

学校生活だけでなく、塾や習い事など、
学校が休みの日も含めて**24時間補償**します。



※医療費助成などによる、
自己負担の有無に関わらず、
お支払いの対象となります。

捻挫で
3日間通院した

⑩ 病気の補償

お子さまが**病気**で、
入院された場合でも補償します。

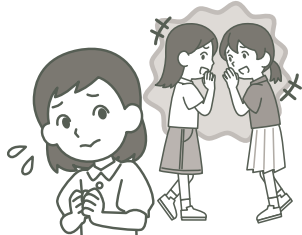


※医療費助成などによる、
自己負担の有無に関わらず、
お支払いの対象となります。

盲腸で
10日間入院した

③ トラブル被害対応補償

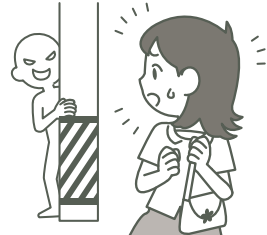
いじめ、SNS上での誹謗中傷、ストーカーなどの**被害を受けた際**、
弁護士・臨床心理士への相談費用や、解決のための対策費用を補償します。



学校で嫌がらせに遭い、カウンセリングを受け、弁護士へ解決方法を相談した。



SNSでの悪口の書き込みを削除させるため、弁護士に依頼した。



つきまとい被害に遭い、警察に相談し防犯対策をした。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

適用している割引率
約**47%**

年間掛金【一時払】

① 育英費用（一時金）★

育英費用を
さらに充実

年間掛金【一時払】

① 育英費用（一時金）★

オススメ!

月額換算
約1,438円

全プラン自転車事故にも対応!

育英費用補償充実プラン

IKSプラン

17,250円

1,000万円

IKAプラン

14,750円

1,000万円

IKBプラン

11,420円

950万円

IKCプラン

8,670円

900万円

基本プラン

KSプラン

13,940円

150万円

KAプラン

11,440円

150万円

KBプラン

8,100円

100万円

KCプラン

5,360円

50万円

【①育英費用】以外は基本プランも・育英費用補償充実プランも同じ補償内容です。

② 個人賠償責任

(1事故あたり支払限度額)

国内 **無制限**
国外 3億円

国内・国外 3億円

国内・国外 2億円

国内・国外 1億円

③ トラブル被害対応補償

(保険年度あたり支払限度額)

300万円

300万円

300万円

300万円

死亡保険金

391.3万円

331.8万円

246.3万円

131.8万円

後遺障害保険金
(障害の程度によって)

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

④ 入院保険金 日額(180日限度)

4,000円

4,000円

2,500円

1,000円

④ 手術保険金 (1事故あたり1回)
手術の際の入院の有無によって
上記の入院保険金(日額)の

入院中 10倍/入院中以外 5倍

入院中 10倍/入院中以外 5倍

入院中 10倍/入院中以外 5倍

入院中 10倍/入院中以外 5倍

通院保険金 日額(90日限度)

2,000円

2,000円

1,000円

500円

④ 傷害(ケガ)補償
自転車事故重点補償
(自転車総合含合でも総合)

死亡保険金

641.3万円

581.8万円

496.3万円

381.8万円

後遺障害保険金
(障害の程度によって)

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

死亡保険金の4~100%

入院保険金
日額(180日限度)

7,000円

7,000円

5,500円

4,000円

通院保険金
日額(90日限度)

4,000円

4,000円

3,000円

2,500円

⑤ 熱中症補償【補償範囲を拡大する特約】

○

○

○

○

⑥ 特定感染症補償【補償範囲を拡大する特約】

○

○

○

○

⑦ 地震・噴火・津波補償
【補償範囲を拡大する特約】

○

○

○

○

⑧ 被害事故補償

(1事故あたり支払限度額)

2,000万円

2,000万円

1,000万円

1,000万円

⑨ 傷害医療費用

(1事故あたり支払限度額)

50万円

50万円

50万円

50万円

⑩ 疾病入院医療保険金

日額(1泊2日以上入院)(60日限度)

4,000円

—

—

—

疾病手術医療保険金

手術の際の入院の有無によって
疾病入院医療保険金(日額)の

入院中 10倍/入院中以外 5倍

—

—

—

疾病入院療養一時金

60日以上入院が必要と診断された場合

20万円

—

—

—

主な補償内容のご案内

※補償内容の詳細は、「補償概要」をご確認ください。

1 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

2 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き(国内のみ)

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

3 トラブル被害対応補償

お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用(※1)を補償します。

(※1)対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等はこども総合保険の補償概要でご確認ください。

(※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

4 傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償される項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

自転車事故重点補償

お子さまが自転車に乗っている間にケガをした場合、または乗っていないときに走っている自転車と接触しケガをした場合に補償が厚くなります。補償される項目については、プラン表でご確認ください。

5 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

6 特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一类～三類感染症)、新型コロナウイルス感染症(注1)を発病した場合に補償します。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。

(注1)新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第1章第6条(定義等)第7項第3号の適用対象となっている間は補償の対象となります。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

7 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

※補償される項目については、プラン表補償名の横に★マークの付いている項目になります。

8 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

9 傷害医療費用補償(ケガの治療費用補償)

お子さまがケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入院時の交通費などを補償します。

10 お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。

疾病入院医療保険金…1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。

疾病手術医療保険金…所定の手術を受けた場合に、お支払いします。

疾病入院療養一時金…60日以上の上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、お支払いします。

※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

他にも以下の補償がセットされています

●細菌性食中毒補償…全プランにセット

お子さまが摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

※自転車事故重点補償は、こども総合保険と自転車総合保険の保険金額を合算して表記しています。

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。

(注)掛金には制度運営費130円が含まれます。

入って安心!

いざという時に
安心です!

【IKSプランの場合】



保険金支払い事例.1

自転車で帰宅途中、人とぶつかり重傷を負わせてしまった。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 7,240,000円

保険金支払い事例.2

自宅学習中に学校貸与端末を誤って落とし破損した。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 64,000円

保険金支払い事例.3

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。



【育英費用補償】

お支払金額 1,000万円

保険金支払い事例.4

風邪が悪化し、肺炎で10日間入院。



【病気の補償】

お支払金額

● 疾病入院医療保険金※
40,000円 (4,000円×10日)

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

保険金支払い事例.5

インターネット上に悪口や個人情報を書き込まれた。弁護士に相談し、書き込み削除を委任した。



【トラブル被害対応補償】

お支払金額 200,000円

もしもの時は、スピーディーに
保険金をお支払いします!

原則 3営業日以内にお支払い!

入ってよかった



デジタル保険金請求

ケガによる入院・通院
または
持ち物の損害は

オンラインで簡単請求

24時間365日

いつでも、どこでも受け付けます!



簡単支払特急便

ケガによる入院・通院、
病気による入院・手術で
10万円以下のご請求は

電話による事故報告のみ

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご利用には条件がございます。ご利用条件とご利用方法は、後日送付する加入者証でご案内します。
※ 持ち物の損害は「学校管理下動産補償特約」「携行品損害補償特約」が付帯されているプランの場合にご利用いただけます。

その他の保険金請求は… スクール事故受付ダイヤル(24時間受付) **通話料無料 0120-300-399**



ご加入すると ご利用いただけるサービス



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい



メンタルケアカウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオンアレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。
※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。
※弁護士相談サービスは、小笠原国際総合法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。
B-220500

ご加入いただく皆様へ

● 補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

● 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。
【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】

● 次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。
[自動車運転者] [建設作業員] [農林漁業作業員] [採鉱・採石作業員] [木・竹・草・つる製品製造作業員]

● 加入者証のご案内 加入者証到着予定 第一次締切：6月中旬頃 / 第二次締切：7月中旬頃

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。加入者証到着までは加入依頼書のお客さま控(3枚目)が当契約の証となりますので、大切に保管してください。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

● 次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けられなくなることがあります。
3. 当制度は団体の構成員を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

● 更新について

本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変更となる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客さまはご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。

● 団体契約者：神奈川県PTA協議会

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

● 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

● 共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。(各社の引受割合は取扱代理店・扱者にお問い合わせください。)

● このパンフレットは保障制度(保険)の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

制度に関するお問合せ先

取扱代理店・扱者

株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ
「かながわ子どもセーフティプラン24」係
〒231-0023 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル7F
TEL 0120-115-852(通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社 学校契約センター
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111
TEL:076-443-8740
受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

神奈川県PTA協議会 かながわ子どもセーフティプラン24

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■こども総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>●育英費用補償 (国内外補償)</p>	<p>扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1) 同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。 (注2) 「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合</p>	<p>次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合など</p>
<p>●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償 条項の一部変更 ・受託品賠償責任 補償</p>	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)</p> <p>(注1) 受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など</p> <p>(注2) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額(※)を超えないものとします。</p> <p>(注3) 受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>(注4) 学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。</p> <p>(※) 受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>被保険者の範囲 ① 本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 など</p> <p><受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合> 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的故障 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など</p>
<p>●トラブル被害 対応補償 (国内のみ補償)</p>	<p>被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等(※1)を行った場合に負担した費用をお支払いします。(※2)(各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) ① いじめ ② 名誉き損またはプライバシーの侵害 ③ ストーカー行為 ④ 性犯罪行為 ⑤ 行方不明 ⑥ 他人の暴力行為または不当な身体の拘束 ⑦ 自転車事故 ⑧ 消費者被害(※3)</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為(被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。)、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほう助、容認、誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用</p>

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>…前頁つづき</p> <p>●トラブル被害 対応補償 (国内のみ補償)</p>	<p>(※1)「届出・相談等」とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア. 警察への届出・告訴状の提出 イ. 弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ. いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談 (※2)届出・相談日(届出・相談等を最初に行った日)が保険期間中である場合に限り ます。 (※3)5万円以上の物品・サービスを購入したことに係る被害に限り ます。 次の費用の額をお支払いします。 ●初期対策費用：次のいずれかの費用(※1)(保険年度ごとに10万円限度) ア. ②から⑥までの被害への対策のための、住宅への防犯装置の設置・住宅改造または ドアロックの交換の費用 イ. ⑥の被害による被保険者の捜索に伴う、ポスター・ビラ作成または探偵への依頼等 の費用 ウ. ①から⑥までの被害による転校に伴う、制服・体操服・鞆・教材等の購入費用(学 校から購入指示があったもの)または入学金 ●カウンセリング費用：臨床心理士・公認心理師にカウンセリングを受けたことにより発 生した費用(※2)(保険年度ごとに10万円限度) ●法律相談費用：法律相談を行ったことにより発生した費用(※2)(※3)(保険年度ごと に10万円限度) ●弁護士費用等：弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用(※3)(※4) ●訴訟関連費用：訴訟のために必要とした、訴訟費用・弁護士等への委任費用等(※3) (※4)(※5) (※1)届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限り ます。 (※2)届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限り ます。 (※3)事前に当会社の同意を得た場合に限り ます。 (※4)届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限り ます。 (※5)弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られな い場合に限り ます。</p>	<p>●④から⑧までの被害について、被害が発生 した時が初年度契約の保険期間の開始時 より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など</p>
<p>●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット</p>	<p>○死亡保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、 ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険 金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じ た場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払 いします。 (注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限 度となります。 ○入院保険金…被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数] をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象) (※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払い する日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。 ○手術保険金…被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算 式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回 限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5] ○通院保険金…被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1))および往診を含み ます。した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につ き、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※2)) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など) を固定するためにギブスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。 (※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払 いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。 (※3)固定帯・サポーターなどの任意で着脱できるもの、および、骨の固定 のために体内に挿入された器具は含みません。</p>	<p>次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレー ン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻 薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因と するケガ(例えば歩行中に病気により意識を 喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保 険金を支払うべきケガによって生じた場合 には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを 裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・ 噴火・津波危険補償がセットされている場 合は除きます。) ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登 山用具を使用する山岳登山、スカイダイ ビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など</p>
<p>●熱中症危険補償 (国内外補償)</p>	<p>急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】 のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)の保険金</p>	<p>「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な 場合」に同じ</p>
<p>●特定感染症 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院 に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプ ランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷 害補償と同様です。なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金 支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保 険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。)</p>	<p>次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した 特定感染症(初年度契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 など</p>
<p>●被害事故補償 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察 署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または 後遺障害(別途定める第1級~第4級)が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶 者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の損害額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。 (1事故につきご加入の保険金額限度) ●死亡の場合：葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用(※)・その他の損害 ●後遺障害の場合：逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用(※)・その他の損害 (※)臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。 (注)損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し 引いてお支払いします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など</p>

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1 事故につきご加入の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ
●疾病入院医療保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1 回の入院(注2)につき60日限度) (注1)発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。 (注2)同一の疾病治療を目的として退院日を含めて180日以内に開始した入院については1 回の入院とみなします。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●疾病手術医療保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に所定の手術(放射線治療を含みます。)(注2)を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [疾病入院医療保険金日額×5] (注1)発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。 (注2)同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の多い手術1回分とします。放射線治療については、最後に放射線治療を受けた日から60日以内に受けたものについては、お支払いできません。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●疾病入院療養一時金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、継続して60日以上入院が必要と保険期間中に医師に診断された場合に、ご加入の保険金額をお支払いします。(同一の病気につき、保険期間(注2)を通じて1回限度) (注1)発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に行われた診断などについては、保険金をお支払いします。 (注2)この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など

■自転車総合保険の補償概要

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●傷害補償 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	○死亡保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から差し引いてお支払いします。 ○後遺障害保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。 ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごと合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 ○入院保険金…日本国内において被保険者が次のケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1 事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象) ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、革命、内乱、暴動 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 など
●通院保険金 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	日本国内において被保険者が次のケガにより通院(通院に準じた状態(※1))および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1 事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※2)) ●自転車に乗っている間のケガ ●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。 (※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。 (※3)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ

【用語のご説明】

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	継続契約	病気等を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。 ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日での継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救済者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃…など
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(注1)および指定感染症(注2)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。(2022年6月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限りです。) (注1)同法第1章第6条(定義等)第7項第3号の適用対象となっている間に限ります。 (注2)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限りです。
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限りです。)
	発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	扶養者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2022年6月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。


「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」によりますが、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

 このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

●加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

[保険金をお支払いする主な場合] [保険金をお支払いしない主な場合]、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複 **注意喚起情報**

育児費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 **注意喚起情報**

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) お申込み時のご注意

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される生徒・学生の方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜水工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

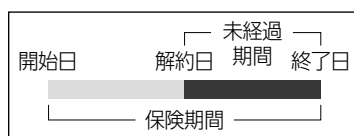
- ① 加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ② 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③ 「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要 **注意喚起情報**

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% ^(※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き上げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報や外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。
(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

その他

共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室
0120-246-145 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。
(事故以外のお問い合わせは上記1へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016 (通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>

※ IP電話からは03-4332-5241

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963 (通話料有料)

受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数料をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただけますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注) 「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

この項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

注意喚起情報

お申込み際にご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください